

北海道議會時報

第三卷 第二號

昭和二十六年二月



目次

◎特別委員會……………	一
△考查特別委員會……………	
◎常任委員會……………	一
△民生 △水産 △議會開發審議會……………	
◎合會……………	二
△東北七縣北海道知事議長合同會議……………	
△八大都道府縣議會議長會……………	
△北海道開發委員會小委員會合同打合會……………	
△道議會開發審議會常任委員會……………	
雜錄……………	三
△議員の動靜……………	
△事務局人事異動……………	
◎資料……………	四
△昭和二十五年一般會計豫算現計調查……………	
△選舉行政に關する質疑應……………	
◎附錄……………	五
△地方議員の數をめぐる最近の論評と報道集……………	
△警察制度の改革に關する意見……………	
◎新購入圖書紹介……………	七

・表紙寫眞説明・

十勝岳より上富良野岳を望む

道交易觀光課提供

特別委員會

▲考查特別委員會

○一月二十二日午後一時十五分第一議員室で開議、委員會運營方法につき協議の結果、今日までの調査にもとづき、各委員の意見の開陳及びこれに對する討論を行い、結論を得ることに決定、なお地方課長、草薙秘書課員、松波辰次郎、西村藥務課員、藥務課長、保健體育課長より關係記録の提出を求めることとして午後一時三十分散會。

○一月二十三日午前十一時五十五分第一議員室で開議、林委員より、元札幌國警防犯統計課長三宅二郎（現福岡縣國警警務課長）に對し、自轉車番號標に關し本間道議が陳情等をなしたる事實の有無について照會を登せられたい旨の要望があり、これについて協議の結果、照會することに決し、更らに林委員より渡部證人提供の書面を資料として提出があつて午後四時三十五分散會。

○一月二十四日午後一時五十分第一議員室で開議、前日林委員提供資料にもとづき、黒坂俊雄、大槻正秋、海野銀次郎、渡部哲太郎の四氏を喚問することに決し、直ちに渡部哲太郎氏の出頭を求めて證言を聴取し、午後六時三分散會。

常任委員會

▲民生委員會

○一月十四日午後三時五十分第一議員室で開議、請願及び陳情の審査にはいり、陳情第二四九號札幌市に道立吃音矯正所設置の件保留、請願第二八四號生活協同組合運營資金貸付制度設定の件外一件採擇、請願第三〇四號遺族援護事業資金交付の件保留、をそれぞれ決定、ついで民生部長より、

二十六年度民生部關係豫算編成方針並びに社會、保護兩課の豫算内容について、婦人兒童、消防、保險、世話の各課長より、各所管の豫算内容についてそれぞれ説明を聴取して午後五時四十分散會。

▲水産委員會

○一月二十七日午前十一時五十分水産部長室で開議、水産部長より、昨年末の道南地帯における暴風浪による災害状況及びこれが對策、鮭鱒増殖擴充計畫、以東底曳網業の海區制實施並びに二十六年度春鮭の調整要領について説明があり、これに對する質疑應答があつて午後一時三十五分休憩、午後二時十分再開、水産部長より二十六年度水産部關係豫算の編成方針について、漁政課次長、水産課長水産孵化場長、水産試験場漁撈部長、水産物検査所長より所管の二十六年度豫算内容についてそれぞれ説明を聴取して午後二時二十五分散會。

▲議會開發審議會常任委員會

○一月五日午後一時議長室で開議、道開發委員會において立案の第一次五ヶ年計畫の基礎資料及び補足資料の検討をなし午後二時三十分散會。

○一月十二日午前十一時議長室で開議、北海道總合開發計畫樹立に關し、これが重點として取上ぐべき課題に關し審議を行い午後四時三十分散會。

○一月十六、十七日の兩日議長室で開議、道開發委員會において計畫した第一次五ヶ年計畫について道開發委員會の説明を聴取した。

○一月十八、十九日の兩日議長室で開議、道議會審議會としての意見を取纏めた。

○一月二十四、二十五日及び二十七日議長室で開議、道議會審議會の意見取纏めの方針につき打合せをなした。

一月二十八日午前十時三十分第一議員室において開議道開發委員會小委員と合同打合せをなし午後五時三十分散會。

○一月二十九日午前十一時三十分議長室で開議、審議會常任委員會として

道開發委員會案に對し修正すべき點について審議を行い午後四時散會。

○一月三十日午前十一時議長室で開議、道開發委員會の小委員會と議會審議會常任委員と懇談打合せをなし午後三時散會。

○一月三十一日午後一時議長室で開議、道より提出の第一次計畫確定案に對する審議を行い午後三時三十分散會。

會 合

▲東北七縣北海道知事議長合同會議

○一月十六、十七日の兩日にわたり、山形縣上の山町において開催、宮城新潟、岩手、福島、青森、秋田、北海道、山形（各知事、議長）東北地方民事部經濟課ロイド・エル・ハケット氏、石原參議院議員坂田衆議院議員岩隈衆議院農林委員會専門委員等が出席、次の議題について協議決定して閉會した。

議 題

- 一、只見川電源問題について
- 二、單作地帶農業振興法案の設置促進について
- 三、農業漁業長期資金融通法案について
- 四、緊急食糧對策として昭和二十六年度土地改良事業實施豫算の内示方について
- 五、國有林の解放について
- 六、森林法の改正促進について
- 七、災害復舊費全額國庫負擔制度の存続について
- 八、失業對策事業の財源措置について
- 九、北海道向出荷薬工品運賃の輕減について
- 十、東北七縣自治協議會の組織變更について

▲八大都道府縣議會議長會

○一月十一日大阪府議會において開催、北海道、東京、神奈川、愛知、京都、兵庫、福岡、大阪の各議長が出席、つぎの事項について協議懇談を行い閉會した。

提出議案

- 一、地方財政平衡交付金の算定基準の改正について
 - 二、地方起債の枠の擴大と地方財政の強化について
 - 三、住宅金融公庫法の改正について
- 懇談事項

- 一、地方公共團體の議會の議員並びに長の選舉期日の決定について
- 二、議員定數について
- 三、議會の回次の呼稱について
- 四、議會の定例月の統一について
- 五、その他の件について

▲北海道開發委員會小委員會 合同打合會 道議會開發審議會常任委員會

道開發委員會においては客年十月發足以來第一次五ヶ年計畫に關する専門部會及び小委員會を設置して鋭意原案の作成に當り、道議會開發審議會においても常任委員十五名を舉げて日夜これが基礎資料の審議檢討を行いつつあつたのであるが、道としての總意を纏めて中央に反映し國會の決定を俟つて急速實施の段階に進むべく夫々總會開催に先立ち一月二十八日午前十時より第一議員室において合同打合會を開催するに至つたが、今回審議の討照となつた第一次五ヶ年計畫試案は昭和二十三年九月の總合開發計畫案に比し、各部門間の調整地域間の關連年次別計畫、資金の調達等について深い檢討の結果が盛り込まれ、計畫の規模と方向を示すばかりでなく、財政的措置のほかに立法ならびに行政措置の必要をも指摘しているの、一應完成を見たものと解する事が出来るのであるが、多數の事業部門と至道を討照とする計畫案であるので總體的構想の上に尙幾多の欠陥が認められ更に第二次第三次の審議檢討を重ねて眞に科學性合理性を貫いた開發

計畫案を作成しこれが實現に努力が拂われるものと考えられるのである。
 従つて計畫試案内容説明に對し活潑な質疑應答が重ねられ、夫々専門的
 立場より修正意見の表明があつて午後六時三十分散會したが當日の出席者
 ならびに議事の概要は次の通りである。

出席者

道議會開發審議會

坂東議長、糸川、佐藤、兒玉、四十榮、西村、齋藤、時田各常任委員

開發委員會

高岡委員長、井上、阿部、大坪、西川、永田、南部、廣瀬、三井、武

田、富樫、早坂、鶴野各委員

列席者 田中知事、野口副知事

委員會事務局堀組長外十名

議會事務局山口局長外二名

審議會事務局益滿囑託外四名

議事

一、座長選舉（高岡委員長當選）

一、高岡委員長挨拶

一、坂東議長挨拶

一、用中知事挨拶

第一次五箇年計畫

一、計畫立案の主旨と日本經濟の寄與について
 一、計畫の前提、輪廓及重點について

計畫の内容説明

農 林 水 産

鑛 工

電 力

交 通

國 土 保 全

民 生
 資金の需給
 質疑應答

雜 錄

▲議員の動靜・

出張期間	用	務	氏	名
一月三日より 四日間	全日本學生氷上大會視察のため （苫小牧市及び膽振支廳管内）		議員 山太	田 益 廣夫
一月四日より 二日間	全日本學生氷上大會視察のため （苫小牧市及び膽振支廳管内）		議員 田久	川 貞 信
一月六日より 十六日間	衛生行政視察のため （大阪府及び岡山、島根、鳥取各縣）		議員 立原	耕 平
一月八日より 十四日間	道議會事務局打合せのため （東京都及び大阪府）		議長 鈴木	坂 木 東 源 秀 太郎
一月九日より 三日間	商工事情視察のため （函館市）		議員 窪坂	太 齋 藤 源 一 夫 吉
一月十日より 十四日間	經濟事情調査のため （東京都、大阪府及び広島、福岡、長 崎、熊本各縣）		議員 宮本	仙 松
一月十二日より 十一日間	土木行政視察のため （東京都、京都、大府府及び、三重各 府縣）		議員 岩本	政 一
一月十四日 より三日間	民生狀況視察のため （石狩支廳管内）		議員 同 同 同	武 多 田 正 治 郎 雄 作
一月十五日 より十四日間	府縣視察のため （東京都、大阪府及び青森、宮城、栃 木各縣）		議員 西田	信 一

土木行政視察のため
（東京都、大阪府及び、鹿児島、宮崎
岐阜各縣）

(昭和二六、一、三一日現在)

學校、支廳増改築等視察のため

土木行政視察のため （東京都） 岐阜各縣	大阪府及び、鹿兒島、宮崎
學校、支廳増改築等視察のため （留萌、旭川、稚内、釧路各市及び留萌、上川、網走、釧路國各支廳管内）	同同同同 旭原山渡土邊井
學校、支廳増改築等視察のため （小樽、函館、夕張各市及び後志、渡島、檜山、膽振、空知各支廳管内）	議員 太田益夫
學校、支廳増改築等視察のため （小樽、函館、夕張各市及び後志、渡島、檜山、膽振、空知各支廳管内）	同議員 森山川內清廣
學校、支廳増改築等視察のため （留萌、旭川、稚内、釧路各市、及留萌、上川、網走、釧路國各支廳管内）	同議員 橫田山中準信治夫
道議會事務打合のため （東京都、福岡縣）	議長 蔣四十榮助余三郎吉
生産狀況視察のため （東京都、大阪府、及び兵庫、廣島、福岡、長崎、鹿兒島各縣）	議員 坂本與平
電力事業再編成用務のため （東京都）	議員 齋藤藤吉

◎一月三十一日付

(新任) (新任)

◎二月一日付

庶務課長を命ずる

調査部長を命ずる

諍事訖、冀移を命ず

調査課勤務を命ず

川内仁

島(小樽)、檜山、膽振、空知各支廳管内 學校、支廳増改築等視察のため 函館、夕張各市及び後志渡 島、檜山、膽振、空知各支廳管内 學校、支廳増改築等視察のため 留萌、旭川、稚内、釧路各市、及び 留萌、上川、網走、釧路、國各支廳管内 道議會事務打合のため (東京都、福岡縣)	生産狀況視察のため (東京都、大阪府、及び兵庫、廣島、福岡、長崎、鹿児島各縣) 電力事業再編成用務のため (東京都)	主事 勝井 勇次郎 主事 竹林 一男 主事 坂井 同 主事 後藤 忍 主事 今瀧 男 主事 川内 仁	同 森川 清 同 横田 山 準信 治夫 同 義員 横田 山 準信 治夫 同 義員 四十 榮田 余三 郎吉 同 義員 坂東 秀太郎 同 義員 坂本 與平 同 議員 齋藤 藤吉
---	--	--	---

寄付金	六三、三、一〇〇		六三、〇〇〇、〇〇〇	九五、四七、一〇〇
繰入金	三、一〇八、一〇〇			三、一〇八、一〇〇
特別會計繰入金	三、一〇八、一〇〇			三、一〇八、一〇〇
繰越金	六七、四四、五〇〇			六七、四四、五〇〇
前年度繰越金	六七、四四、五〇〇			六七、四四、五〇〇
雑収入	七六、五〇、〇〇〇	一五、三三〇、〇〇〇		九一、八三〇、〇〇〇
辯償及び報償金	二、六五、〇〇〇			二、六五、〇〇〇
物品賣拂代金	一七、四〇、一〇〇			一七、四〇、一〇〇
診療所収入	二、六八、〇〇〇			二、六八、〇〇〇
保健所収入	六、四九、一〇〇			六、四九、一〇〇
療養所収入	二五、六四、一〇〇			二五、六四、一〇〇
保養所収入	二、九〇、〇〇〇			二、九〇、〇〇〇
性病診療所収入	一、六八、〇〇〇	六〇、〇〇〇		二、二八、〇〇〇
検療所収入	一、六三、〇〇〇			一、六三、〇〇〇
治療院収入	三、九四、〇〇〇			三、九四、〇〇〇
巡回治療収入	二、四七、〇〇〇			二、四七、〇〇〇
公報収入	五、四〇〇、〇〇〇			五、四〇〇、〇〇〇
土地區畫整理収入	一一、五五、一〇〇			一一、五五、一〇〇
金庫運用金利息	七、八〇〇、〇〇〇			七、八〇〇、〇〇〇
貸付金収入	三〇、九七、一〇〇	一五、五五〇、〇〇〇		五五、五二七、一〇〇
労働會館収入	三、七〇〇、〇〇〇			三、七〇〇、〇〇〇

雑収入	四、八八、五〇〇			四、八八、五〇〇
納付金	一〇〇、〇〇〇			一〇〇、〇〇〇
道債	七五、〇〇〇、〇〇〇			七五、〇〇〇、〇〇〇
道債	七五、〇〇〇、〇〇〇			七五、〇〇〇、〇〇〇
純道負擔計	六四〇、五五七、〇〇〇			六四〇、五五七、〇〇〇
地方交付金	四、六九、七五、〇〇			四、六九、七五、〇〇
地方交付金	四、六九、七五、〇〇			四、六九、七五、〇〇
地方交付金	四、六九、七五、〇〇			四、六九、七五、〇〇
國庫支出金	三、四六、九七、〇〇	二五、二四、五〇〇		三、五二、二一、五〇〇
國庫負擔金	三三、六〇〇			三三、六〇〇
國庫補助金	三、一七、八六、〇〇	二五、二四、五〇〇		三、四三、一〇、五〇〇
委託費	三三、九七、〇〇			三三、九七、〇〇
純國庫負擔計	八、八五、八六、〇〇			八、八五、八六、〇〇
歳入合計	二四、五、一三、一〇〇	二五、二四、五〇〇	一五、二、三、〇〇	二五、二四、五〇〇

歳出の部	議案	追加議案	計
款項別	既決豫算額	議案	追加議案
議會費	一四、三六、〇〇〇	一	一
		六三、五〇〇	一四、三六、〇〇〇

道議會費	一五、一六、九〇〇		六三、五〇〇	一四、九三、四〇〇
道廳費	一、三三、八〇〇		四〇、八〇〇	一、三三、七五、五〇〇
道職員費	一、一五、一〇〇		四、四〇、八〇〇	一、二〇、五三、九〇〇
諸費	一、一五、一〇〇			一、一五、一〇〇
職員福利厚生費	一、五、九六、一〇〇			一、五、九六、一〇〇
警察消防費	三、四〇、七、一〇〇		七、四〇〇	三、四四、五〇〇
公安委員會費	四、〇〇、七、七〇〇			四、〇四、八、三〇〇
治安維持會費	五、三〇、〇〇〇			五、三〇、〇〇〇
消防學校費	四、九五、〇〇〇		三、六〇〇	四、九八、六〇〇
消防振興費	九、一四、四〇〇			九、一四、四〇〇
土木費	一、七六、二四、八〇〇	四、四〇〇、〇〇〇	一五、五二、八〇〇	一、七九、三、二、八〇〇
道路橋梁費	三、三、四六、八〇〇		四、四〇〇、〇〇〇	三、七、八六、八〇〇
河川費	二、九六、二五、四〇〇			二、九六、二五、四〇〇
港灣費	三、三、三三、〇〇〇			三、三、三三、〇〇〇
都市計畫費	七、二五、〇〇〇			七、二五、〇〇〇
東札幌土地區畫整理事業費	一〇、五七、一〇〇			一〇、五七、一〇〇
戰災復興費	一五、一三、八〇〇	四、四〇〇、〇〇〇		一〇、四六、八〇〇
土木試驗所費	二、一〇、三、〇〇〇			二、一〇、三、〇〇〇
建設業所費	一、一七、七〇〇			一、一七、七〇〇
災害土木費	四、四〇、七、七〇〇		一、一七、七〇〇	四、五九、五、〇〇〇
土木事業獎勵費	五、〇〇、〇〇〇			五、〇〇、〇〇〇

教育費	四、七五、二、四〇〇	一、四〇、〇三、一〇〇	四、七五、二、四〇〇
教育委員會費	八、四〇、六、一〇〇		八、四〇、六、一〇〇
小學校費	一、二六、〇、四〇〇		一、二六、〇、四〇〇
中學校費	一、一五、九、九、八〇〇		一、一五、九、九、八〇〇
高等學校費	八、四〇、一、一〇〇		八、四〇、一、一〇〇
定時制學校費	一、六、一、四、八〇〇		一、六、一、四、八〇〇
盲聾學校費	八、五、六、二、一〇〇		八、五、六、二、一〇〇
通信教育費	九、二、一、一〇〇		九、二、一、一〇〇
教育諸費	三、三、三、六、一〇〇		三、三、三、六、一〇〇
社會教育費	二、九〇、五、六〇〇		二、九〇、五、六〇〇
保健體育費	五、五五、五〇〇		五、五五、五〇〇
勞務及社會施設費	一、二九、七、三、一〇〇	五、三三、六、二〇〇	一、二五、九、九、六〇〇
生活保護費	一、九、三、三、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、九、三、三、〇〇〇
民生福祉費	四、三、六、六、〇〇〇		四、三、六、六、〇〇〇
災害救助費	三、三、三、四、〇〇〇		三、三、三、四、〇〇〇
引揚援護對策費	一、四、八、八、九、四〇〇	一、九、四、八、六、〇〇	一、四、八、八、九、四〇〇
生業資金	八、一〇、四、〇〇〇		八、一〇、四、〇〇〇
貸付事業費	一、二五、九、一、〇〇〇		一、二五、九、一、〇〇〇
兒童福祉費	一、二五、九、一、〇〇〇		一、二五、九、一、〇〇〇
世話所費	三、三、三、四、〇〇〇		三、三、三、四、〇〇〇
國民健康保險費	四、一、六、三、三、〇〇〇	三、三、三、三、三、〇〇〇	四、一、六、三、三、三、〇〇〇
勞務費	二、二八、八、一、〇〇〇	二、〇〇、四、〇、〇〇〇	二、二八、八、一、〇〇〇
地方會費	三、〇〇、三、〇〇〇	三、六、八、〇〇〇	三、〇〇、三、〇〇〇
住宅費	三、一、一、四、〇〇〇		三、一、一、四、〇〇〇

失業對策費	二〇九,五八〇,〇〇〇			二〇九,五八〇,〇〇〇
公園費	三,八二二,〇〇〇			三,八二二,〇〇〇
保健衛生費	六三三,九二二,〇〇〇		七,九九九,〇〇〇	六三三,九二二,〇〇〇
保健所費	二四,〇〇六,〇〇〇			二四,〇〇六,〇〇〇
傳染病豫防費	三三,五五〇,〇〇〇		四,八五五,〇〇〇	三三,五五〇,〇〇〇
性病豫防費	四,〇八六,〇〇〇		六〇〇,〇〇〇	四,〇八六,〇〇〇
結核豫防費	一五,一九四,〇〇〇			一五,一九四,〇〇〇
環境衛生費	八,七七八,〇〇〇			八,七七八,〇〇〇
公衆衛生普及指導費	一五,三六六,〇〇〇			一五,三六六,〇〇〇
優生保護諸費	一〇,一二八,七〇〇		一,七四〇,〇〇〇	一〇,一二八,七〇〇
保健指導諸費	二,一〇〇,〇〇〇			二,一〇〇,〇〇〇
衛生調查諸費	二,三六六,〇〇〇		一〇,〇〇〇	二,三六六,〇〇〇
食品衛生諸費	一六,〇〇八,〇〇〇			一六,〇〇八,〇〇〇
衛生科學研究費	一九,五五九,〇〇〇			一九,五五九,〇〇〇
保健對策費	三,一〇三,〇〇〇			三,一〇三,〇〇〇
醫務諸費	三,三三六,〇〇〇			三,三三六,〇〇〇
藥事諸費	六,〇七二,〇〇〇			六,〇七二,〇〇〇
產業經濟費	三,五二七,七五〇,〇〇〇	二元八六五,〇〇〇	三三,七五七,〇〇〇	三,五二七,四四,五〇〇
農業費	二九,〇〇五,〇〇〇		八,〇〇一,〇〇〇	二九,〇〇六,〇〇〇
蠶業取締所費	四八,〇〇〇			四八,〇〇〇
農業講習所費	八,九七二,〇〇〇			八,九七二,〇〇〇
協同農業普及費	三,九七〇,〇〇〇			三,九七〇,〇〇〇

農業試驗場費	一〇,五三三,七〇〇			一〇,五三三,七〇〇
農業試驗場畜產部復舊費	四九,〇〇〇,〇〇〇			四九,〇〇〇,〇〇〇
畜產業費	二六,〇三三,九〇〇			二六,〇三三,九〇〇
食糧調整費	七,三三三,六〇〇			七,三三三,六〇〇
食品調整費	四,三七七,〇〇〇			四,三七七,〇〇〇
林業費	三〇九,〇〇九,六〇〇			三〇九,〇〇九,六〇〇
林業指導費	六,六三三,一〇〇			六,六三三,一〇〇
水產業費	一七,〇九九,二〇〇			一七,〇九九,二〇〇
水產試驗場費	三三,〇一五,〇〇〇			三三,〇一五,〇〇〇
水產孵化場費	三三,〇三〇,〇〇〇		四,五〇〇,〇〇〇	三三,〇三〇,〇〇〇
水產練習所費	七,三三六,七〇〇			七,三三六,七〇〇
商工業費	三,四九九,八〇〇			三,四九九,八〇〇
觀光事業費	五,七五五,七〇〇			五,七五五,七〇〇
工業試驗場費	三,〇一〇,一〇〇			三,〇一〇,一〇〇
度量衡器檢定所費	六,四四〇,八〇〇			六,四四〇,八〇〇
農地費	四,四六四,八〇〇			四,四六四,八〇〇
農業協同組合費	三,一九五,〇〇〇			三,一九五,〇〇〇
開拓事業費	六,六九八,三〇〇			六,六九八,三〇〇
耕地事業費	四八,九三二,一〇〇			四八,九三二,一〇〇
電力開發調查費	一七六,一〇〇,〇〇〇	二元八六五,〇〇〇		一七六,一〇〇,〇〇〇
資材調整費	三,〇〇〇,〇〇〇			三,〇〇〇,〇〇〇
財產費	三三,六四四,五〇〇			三三,六四四,五〇〇
財產管理費	二,五八六,〇〇〇			二,五八六,〇〇〇

行うに至つた事情にも特別なものがあつて、又一方に議會の解散請求手續が進行中であつてこれが若し、補欠選舉執行後に成立すれば、補欠選舉によつて選出された議員も亦失職することとなる。しかし、本件の場合において選舉を行うべき期の最終法定日（法第三十四條第一項の五十日以内の最終日）は十月十四日、選舉告示の最終法定日は九月二十四日であつて、同日までにはまだ相當の期間がある従つて補欠選舉の告示は各般の情勢を充分検討の上決定することが適當であると考える。

なお法第三十四條第一項の規定は訓示の規定と解されるからやむを得ない事由により、同項の期間經過後に選舉を行つても直ちに選舉無効の原因となるものではない。

備考 舞鶴市選舉管理委員會から全選宛照會があつたのであるが、照會の文面だけでは事情に明確な欠く點があるので市及び縣選舉管理委員會から事情を聴取したのである。

○昭和二十二年勅令第三號と公職

選舉法との關係について

問 昭和二十年九月一日以前から同二十一年九月一日まで引續き市町村の長若しくは助役の職にあつた者（昭和二十二年勅令第三號該當者）が明年四月の市町村長選舉に立候補する事の可否如何。

公職選舉法に依り選舉が任期満了の日前三十日以内に行われるに對し、勅令第三號の就

職禁止項、昭和二十三年市町村長の選舉日より四ヶ年間立候補禁止されたものと解され不可能の様に考えられるが、一面追放關係法令解説（東光出版社刊著者芹田健之助）に依れば「一任期間に限り再任を禁止せんとしたものである」とあり可能の様に考えられる右事項に付又勅令及び選舉期日の變更等につきお氣付の點あれば併せて御教示願う。

答 昭和二十二年勅令第三號に該當する者は、昭和二十六年四月四日まで市町村長の選舉に立候補する事ができないのであるが、今回は任期満了前に選舉が行われる關係もあるので關係當局において近く法的措置を講ずるよう考慮中である。むお選舉の期日を變更することがどうか目下のところ決定を見るに至つていない。

○選舉公營等に関する疑義について

問一 市の議會の議員及び長並びに市教育委員會委員の選舉において選舉管理委員會主催の下に立會演說會の開催選舉公報の發行、氏名揭示等の選舉公營を行う事ができるか、若し行うことができるとすれば選舉公營に関する規定は市の條例で規定すべきであるか、或は選舉管理委員會規程で規定してもよいものであるか。

右の場合において市の條例で豫納金、分擔金又は手数料等が形式の候補者より若干の費用を徴収することができるか。若し、公營費用

（豫納金）の徴収が可能であるとするならばその金額は選舉運動費用に加算されるか、又小學校その他公共團體の所有し管理する建物内において立會演說會を開催できるか、若しできるとすれば公職選舉法第六十六條との關係はどうなるか。

二 公職選舉法第四十一條に規定する主として選舉運動のために使用される自動車擴聲機及び船舶の制限は市の各種選舉についても市の條例をもつてこれを制限することができるか。

答一 市その他の地方公共團體が公職選舉法に定められていない立會演說會の開催、選舉公報の發行、候補者の氏名等の揭示等を實施することは、それを以つて直ちに違法であるとして断定することはできないが、公職選舉法に規定しない事項を地方公共團體が條例をもつて規定することは、果して同法の容認するところであるか否かについて疑義を挟む余地があり、又選舉管理委員會の權限は、必ず法律又は政令を以つて規定することを要するものとする地方自治法第八十六條の規定との關係においても疑義が多く、且つ、立會演說會については公選法第六十六條の制限を免れることができない關係もあるので、法律を改正して特に規定することを要する問題と認められる。なお、現行法の下においては右の選舉公營に關し豫納金、分擔金等を徴収するこ

とはできないと考えられ、又條例を以つて規定しない以上手数料を徴収することも出来ないと考える。

二 條例で自動車等について公職選舉法に定めのない制限をすることはできないと考える。

附 録

▲地方議員の数をめぐる最近の 論評と報道集

地方議員定数減員の問題は昨年末來種々論議せられてゐるが、最近におけるこの問題についての論評を次に掲げて參考とする。

(一) 地方自治を確立する年(朝日新聞社説)
今年のうち衆議院が解散されて、總選舉が行われるということも考えられないではないが、それはともかく、この春に、地方選舉が行われることの方は確定的である。

四年前の選舉は、新憲法が地方自治の章を設けて、地方分権となえられていたとはいへ、選舉民の實感としては、はつきりわからぬまゝに首長と地方議會の選舉を行つたのである。

それが今度の場合は、事情がすっかり違つてゐる。たとえば公選知事は、官吏たる地方長官と、どの點が勝つてゐるか。住民から直接選舉された市長村長は、市長村會で選ばれたそれとはどうちがつてきたかを、四年の經驗がわすかながら教えてくれたのである。その上に、シヤ

ウブ勸告によつて、地方財政に裏付された地方自治の實體が何であつたかを、はつきり目にうかべて、選舉ができるのである。

それよりも何よりも、税金の重壓が、地方行政にかぎらず、政治について、住民の關心を強くしたことは疑えない。重い税金を拂つた者がその税金がどうつかわれるかと、その行方を見まもつて歳出についても検討するのは當然のことである。地方議會の議員の数が多すぎるといふ批判が起つてきたのも、その結果であつて、あながちアメリカ土産というばかりではない。都道府縣の長官が、任命された官吏であつた場合には、これに對して民意を代表する側の議會の数はある程度多いことを要求するのであるが、知事が住民の直接選舉になつて、民意が自治團體の首長に代表されれば、前と同じ程度に多數の議員は必要でない。少數でも能率をあげることが要求されるということにもなるのである。市町村の場合もほぼ同様である。

しかしながら、議員數減少論が力をえてゐるとしても、現實の問題としては、布施市のように、現議員が自ら條例で減少を決することは一般的には期待できない。それはまず地方自治體の住民の力にまたなければならぬ。そして都道府縣の定員の減少の場合はちろん、市町村議會の場合でも、全國的に議員數を減するためには、國會において地方自治法を改正しなければならぬのである。

地方議會の議員數が多すぎて能率があがらぬということとは、一つには市區町村と都道府縣の二重自治ともいうべき、地方行政の重複によるムダがあり、互に邪魔しあつてゐる點もある。住民税や固定資産税によつて、住民が市町村に深い關心をもつようになり、自治行政に強く結びつけられる。そうなると市町村が基本的な地方自治體として、その權限を強化され、府縣の影は薄れざるをえない。

市長村會が府縣廢止を問題にするのもそれぞれである。しかし一方に市町村が基本的な地方自治體として自治を強化するには、今の市町村の規模では狭小に過ぎるのであつて、それは警察の場合にも、教育の場合にも、試験濟である國家警察と自治警察とをどうするか、小さい市町村は合して一つの學區をもたなければ、教育委員會を置ききれないというもののためである。

市制をしくには人口三万では小さすぎるし、市町村の合併は、現に各所に進行してゐる。府縣廢止は市長村會の決議でどうなることでもないが、五大市の特別市制の問題は、近い將來に何とかなつて府縣廢合にも及ぶことはあろうし、府縣廢合が行われないでも、府縣と市町村との間に、地方行政事務の再配分がなされることは地方行政調査委員會議の勸告により必至である。

この勸告を、國會と内閣とが、どうとりあげ

るとしても、中央集權が打破されて、地方分權が強化徹底され、地方自治體では、市町村が優先するという方向はきまつている。その結果が今年中に出るわけではないが、少くも來たるべき選舉によつて出てくる首長と議員の任期中には、新しい地方自治を確立しなければならぬ。その意味で今春の地方選舉は重大といわなければならぬ。

地方自治は民主政治の基礎である。これらの問題に關しては、第十國會でも十分論議をつくし、研究調査もして來るべき選舉に選舉民が正しい判斷ができるように準備しておかなければならぬ。

(二) 地方議員の數の問題 (毎日新聞社説)
來年の地方選舉を前にして、地方議會の議員が多すぎるといふ議論が起つてきた。アメリカの行政制度を視察に行つた人々が、人口八百万のニューヨークの市會は二十五人の市會議員で運営され、サンフランシスコは人口八十万で十一人、ホノルルは人口五十万で七人の市議を持つてゐるにすぎないことにおどろいたが、事のはじめまりのようだ。

これにくらべるとなるほど日本の各級議會の議員は非常に多い。都府縣では人口七十万未滿は四十人で、人口に比例して累増するから六百二十七万の東京都は都議員二百二十人という事になる。人口はニューヨークより少いの、議員數だけは五倍弱というわけである。市の場合でも

五万未滿で三十人の市會議員から最高は百人までと規定されているので、人口百七十万の大阪は七十二人の市議を持つことになる。さらに人口二千未滿の町村が十二人だから、極端な例をあげると箱根の芦の湯村は戸數二十五戸人口百二十人なのにやはり十二人の村會議員がいる。こうなると二軒で一人の村會議員を出さなくてはならない。

いま國民大衆が一番やんでいる問題は重税である。だから中央官廳や地方自治體の機構を簡素化して、少しでも減税の方向に施策を進めてほしいというのは、國民の大多數に共通する念願であらう。

地方議會の議員數を減らすといふことは、こういう國民の考え方につたりくることのひとつである。地方議會議員の歳費は必ずしも高いとはいえないが、しかし多くの都府縣や市町村では歳費のほかに調査費、旅費、諸手當などが、相當多額にのぼり、これが濫費されたり、流用されたりしている事實がある。東北の農村の村會議員が冬になると、九州、四國の農村視察にまわり、逆に夏になると北海道の農場視察が流行したりして、地方議員の大名旅行は形を變えて、いまも續いている。

現在都道府縣會議員は全國で約二千五百、市議員は九千、町村會議員にいたつては十八万人をこえている。それも多數の議員を擁することによつて、プラスの面が澤山あれば良いのだが

頭數だけ多くて中央政界の黨争を、そのまま地方議會に持ちこんでいるだけの所を多いようだ理くつからいうならば議員の數が多ければ多いほど大衆の意志を正確に代表するともいえる。しかしそういう理くつも實際の運営上の能率や成績といふことを度外視して採用することはできないし、また國會と地方議會を必ずしも同一の線上におく必要はあるまい。實際問題として地方議員定數の三分の一減、ないしに半減の方が經費の點はもちろん、万事うまく運営される所が少くないであらう。この點大阪府布施市は全國に先べんをつけたわけである。

しかし各政黨にとつては都府縣會議員や市町村會議員はいまではそれぞれ有力な地方組織になつてゐるのだから、その減員にはおそく容易に賛成しないであらう。また地方會議員たちも、既存權益を守りたがるであらう。したがつて地方自治法の改正が困難なことも豫想にかたくないが、地自治廳は條例によつて減少することには賛意を表してゐる。この問題も各自自治體がその實情に應じて自主的に解決するのが一番良い問題であらう。地方自治法も將來は、もつと自治體に自主性を持たせるように改められねばなるまいが、現在ではこの問題の解決を促進するものは地方住民の關心と熱意ということになりそうだ。

しかし最近地方税の増徴をきつかけとして、地方自治の問題に大衆の關心が向いてきたこと

は、非常に良い傾向である。いままでも中央政治の改革に焦點を合せていた民主政治が、ようやく地味で、しかも基礎的な地方行政に方向をむけてきたのである。

そういう意味では地方議會議員の數の問題が大衆の討議の的となるのは意義深いことだし、さらに一步を進めて行政區畫や行政事務の問題が、一般的に取りあげられることが好ましい。大衆が地方自治に關心を持つようにならねば、本當の民主政治は根をおろさないし、また大衆の協力なしに地方制度の民主的な改革も不可能である。

(三) 議員の數と質(夕刊朝日「今日の問題」)
地方議會議員の定數は、人口數に比例して自動的に増減する建前になっているから、府縣なり市町村なりの人口がふえれば、これに應じてその議員定數がふえる。ところが逆に來春の地方選舉を機會に、ふえるべき議員の定數を減らそうという機運がぼつぼつ出てきてこの方の賛成者が案外多い。

現に大阪の布施市では、市會が自發的に議員定數を半減する條例を全會一致で可決しているその理由としては議員の質的向上、市財政の節約自治の能率化の三點をあげている。これを裏からみれば、議員が不必要に多いことは、その質的低下と販政の濫費と自治を非能率化を來すことを意味する。地方自治法で地方議員の定數を大幅に引上げたときは、こういう約束ではな

かつたはずだ。地方政治が住民を代表する議員によつて賄われる以上、議員の多い方が地方民の意思をより多く地方政治に反映させることができるとの理屈から出たものであつたが、このような理屈が現實に裏切られたとすれば情けない話だ。こゝに議員の數と質とをめぐつて考えさせるものがある。

東京都のある區では區會議員の退職金として一人當り十萬圓を要求している。もしこれを全區におしひろげれば區議員の退職金だけで一億圓に近い財政支出となるという。ペカげた話である。地方議員は以前は名譽職で無給を誇つたものであつた。ほかに定職なり定収入なりがあつて、そのかたわら議員をつとめるのが通例であつたからだ。今日の經濟事情や議員自體の職務が繁忙を加えている現状から、ある程度の報酬を要求するのは當然であるが、それにしても普通の自治體の職員と同じように、任期満了を口實に退職手當を要求する氣持が判らない。このような議員がふえるから、議員定數の半減論が當然の結論として出てくる。

地方自治法でも、總選舉を行う場合に限り地方議員の定數を減らすことができることになつてゐる。人口比例の定數を自動的にふやすばかりが能ではない。地方議會の現状からみて、逆にその定數を減らす方が地方自治のためになるならば、思い切つて減らしてみるのがよい。地方民の世論がこの方向に動くならば、それは實

現しえない事はない。地方政治は地方民全體の利益のために行わねばならないので、議員個人の利害のために運営さるべきものではないからだ。

(四) 地方議員減員の動き(朝日新聞社説)
來春の地方選舉を前に、地方議會議員の定數を現在の三分の一程度を減らそうという意見が政府の一部、地方團體の理事者側、その他の有力方面から提起され、地方自治廳でもこの問題について地方自治法の再檢討を進めているが、大阪府布施市では去る十六日の市會で議員の質的向上、市財政の節約、自治の能率化を理由に議員定數を半減する條例を全會一致で議決、鹽川市長が廿一日上京、地方自治廳へこの報告書を提出して注目されている。

自治廳では市會が自發的に議員定數を布施市のように大巾に減らしたことは地方自治法施行以來前例がないといつており、同日全國の各市町村に對し、議員定數、及びその定數削減の動きがあるかどうかの調査を依頼した。

地方議會の議員定數は地方自治法で人口數に應じて定められ、自治廳の調査によると都道府縣會議員は平均五十四名、市區會議員は平均三十四名となり、東京では都議員百二十名、大阪府では七十四名など相當な議員數をもち、米國に比べると三倍近い數となつてゐる。

議員定數を減らそうという根據は

一 現在の地方議會の運営は非能率である。
一、地方財政は極度に困窮しているが、議員の

出張旅費、食糧費など、いわゆる議會費などにかくれた出費が増大し、自治體の財政にかなりひびいている。

一 議員定數が多いため小町村などでは非常に少い得票で當選ができて民意に沿わない。

一 議員數を減らすことによつて議員の質の向上ができる。

一 最近の人口増加で來年の改選では、このままでゆけばさらに定數がふえる。

などがあげられ、地方團體の理事者側である知事會、市長會などでは早くから削減論が起つていた。地方自治廳も自治法制定當時より市民の政治意識も高まつたので政治教育の見地から多數を規定した理由も今はなくなつたとしている。

しかしこれについては議員を減らすことによつて、せつかく民主化されようとしている議會制度をボス化すると反對論もある。府縣市町村議員を一律に減らすには自治法の改正によらねばならないが、これは國家での審議などから見て、かなり困難視されるので、自治廳では市町村條例によつて議員定數を減らしうる市町村については、自主的に定數を合理化するように期待している。

地方議員定數の根據

〔解説〕 地方議會の議員定數は地方自治法第九十、九十一條によつて地方團體の人口數に應じて定められているが、市町村會議員については各市町村の條例で議員定數を減らすことだけが

認められ、また特に著しい人口の増減があつた場合には議員の任期中でも定數を各市町村が自主的に増減できることになつてゐる。

▽都道府縣議會議員の定數を變更する様な場合は自治法を改正しなければならぬ。最近議員を減らそうという動きが起つてゐるのは議員定數の變更は原則として一般選舉の場合でなければ行ふことができないと自治法に規定されてゐるので明春の地方選舉をねらつたものである。

四 自由黨は反對（朝日新聞社説）

地方議會の議員定數をへらしてはどうかとの政府ならびに地方公共團體の理事者側の一部の意見に對し自由黨は反對の態度をとつてゐる。

佐藤幹事長は二十二日の記者會見で「地方議員をへらすために地方自治法を改正する意思はない」と言明、明春の地方選舉は現行地方自治法で行いたいとの意向を明かにした。自由黨としては市町村が自發的に條例によつて議員定數を減少することには異論はないが、地方自治法の改正によつて全面的に地方議員の定數をへらすことは地方議會のボス化を招來するとの見解をとつてゐる。

六 地方議員の減員問題

（東北大學教授柳瀬良幹氏説）

地方議會の議員の數を減らせという意見があるらしい。減らせといわないにしても多すぎるといふ聲は時々耳にする。

地方自治法の規定によると、議員の定數は、人口二千まで十二人、五千まで十六人、一萬まで二十二人、二萬まで二十六人、五萬まで三十八人、十萬まで三十六人、二十萬まで四十人、三十萬まで四十四人、以下最高百人までということになつてゐる。人口一萬の町で議員が二十二人、二十萬の市で四十人というのと、いかにも多いようだが、しかし果して多すぎるかどうかはそう簡単に斷言はできない。

議員數が多すぎるかどうかは、見た感じだけで決められる問題ではなく、議會にどんな仕事をさせるのか、任務が、その決定の標準にならなければならぬ。

もし議會の仕事が、普通素朴に考えられてゐるやうに地方行政について住民の意見をそのままに表明することであるならば、議員の數はいくら多くても多すぎることではない。極端にいえば、全有權者が皆議員になつて、はじめ住民の聲がそのままに議會に現われるということができる。だから、こうゆう考え方をすると、議員の數をふやせという主張はできて減らせなどという議論はでてくる余地がない。

ところが今日の議會は、決して住民の意見そのまま代辯するやうなところがその任務ではない。住民が地方行政の一々の問題について意見があつて、議員はそれは議場に取次ぐという

ような關係ではない。今日議會の仕事は、意見のない、または意見をもちえない住民の代りに議員が自分の意見で事務を決定する事である。

議會と住民との關係は、單なる意見の取次ぎではなく、議員が住民に代つて自分で意見を決定するところにその任務がある。普通に議會は住民の代表であるというのはこの意味で、住民の代表であるというのは、決して住民の意見を代辯するラッパだという意味ではない。議員の表明する意見はどこまでも議員自身の意見であつて住民の意見ではない。議會が住民の代表だというのは、ただ議員がこのように意見を表明でき、またその表明した意見が自治體の意見としての力をもちうる根據が、住民の選舉、すなわち信託にあるという意味である。だから住民が議員を選舉するのは、代理人の選任ではなく、自分に代つて自治事務を處理する仕事を請負わせることであつて、その點では理事者の選任となんの變りもない。

そして住民と議會との關係がこのようなのであるとすると住民の一人一人が自分を代表する議員をもたなければならない道理はない。すなわち議員の數は多いほどよく、全有權者がすべて議員であるのが最もよい制度だなどという議論は成立しないことになる。換言すれば議員の定數を何人にするがよいかという問題は、ここではじめて起つてくるのである。そしてこの問題の起つてくるわけは右の通りであるから、そ

の解決もまた、住民に代つて議會に請負わせる仕事はどんな仕事かという點から考えなければならぬ。

◇
そこでこの點を考へてみると、舊法時代と現在とは、この點に相當の變化があるように見えるそれはなにかというと、これは國會についても同じであるが、舊法では自治行政のうえで理事者が能動的で議會はむしろ受動的の地位に置かれていたのが、今日は反對に、議會は自治行政の中で能動的の地位に立ち、理事者は受動的な立場に置かれており、少くともそういう立場に置かうというのが、現在の地方自治法の建前らしく見えることである。

成程、舊法でも議員に發議權はあつたけれどもそれを有効に行使する便宜についてはなんらの配慮もなかつた。すなわち理事者が中心になつて自治行政について企畫し、立案し、議會はむしろこれを批判し、抑制するというのが舊法の精神らしく見えた。ところが今日の自治法は議會が地方自治の能動的立場に立つように、いろいろの配慮をめぐらしている。例えば事務の調査のため外部交渉し、證人を呼出し、資料の提供を命ずる權限などはそのもつとも大きなものである。したがつてこの點から考えると、少くとも現行法の趣旨は議會が自治行政の中心となり、自ら自治行政の方針政策を企畫立案して理事者を引摺り、理事者をして専らその施行

實現に當らしめる本當の執行機關にすることにあると思われ。

いしかえれば、議會の批判機關から理事機關化が現行法の趣旨とするところだと思われる。

◇
果してそうだとすれば、定員の上でもまた新たな考慮が必要であらう。

もし舊時代のように、議會の任務が理事者の政策にたいするただ受動的、消極的な批判や抑制に止まるならば、議會はなるべく人數が多多方面の人を網羅することが必要であらう。

けれども、もし現行法の趣旨が、議會が自ら能動的、積極的に政策決定の中心となり、理事機關を使つてそれを實現することがその任務だとするにあるという、前記の觀察が當つていゝとするならば、定員の問題もまた以前と同様に考えることのできないことは明白である。議會任務がこのようないわば理事機關的なところにあるとすれば、余りに人數の多いことは好ましくない。三人寄れば文珠の智恵というけれども、この諺はこういう仕事の上には當はまらない。こういう仕事にとつては、群羊一虎に敵せずという言葉があるのとおり、有能な少數者による敏速な事務の處理が適切である。有能でもない多勢の人間の會合は、この種の仕事にとつては、文珠の智恵を生むよりも、それが生れる前に時機を失してしまふ危険の方が多いであらう。この意味で、議員の數を減らせということには耳

を傾ける根據があると思われる。

◇

要するに定員の問題に限らず、議會の問題を考ふるについては、今日の議會の議員は、單に住民の意見をそのまま取次ぎ使者ではなく、住民とは獨立に自分の意見で事務を處理することを委託されたものであること、住民の代表というのはこの意味であること、そしてその委託された仕事は従前の理事者にたいする批評監督から、理事者に代つて事務の方針や政策を企畫決定する積極的、能率的な方向に變つてきていることの二點を、それに賛成すると否とは別にしてみず素直に直視することが必要であると思うのである。

▲警察制度の改革に関する意見

全國都道府縣會議議長會顧問

東大教授 田中二郎

一
シャウブ勸告を機縁として、國と都道府縣と市町村との間の行政事務の再配分が現下の重大な課題としてとりあげられることとなつたが、警察行政及び警察組織についても、その一環として再検討を加える必要が生じた。殊に、國際情勢の變遷に伴い、治安確保の必要に基き警察豫備隊制度の創設を見るに至つた今日、この制

度と從來の警察法の定める國家地方警察及び自治體警察との關係等についても、種々研究を要する問題が生じていることは、ここに改めて述べるまでもない。

かような事情に鑑み、ここでは警察制度の改革に關する試案を述べ、大方の批判を乞うことにしたい。

二

警察制度の改革を考ふるに當つては、まずその改革の基本的方針又は基本的立場を明らかにしてかかる必要がある。それは、次の二點にある。

(1) 第一は、警察も亦行政制度の一環であるから、行政制度改革の一般的方向に従うものでなければならぬ。その一般的方向は憲法に明示され、シャウブ勸告にも明らかにされているように、中央集權的行政から、地方分權的行政への發展である。いいかえれば、地方自治の尊重確保が基本的な狙いでなければならぬ。警察法は、この意味において「地方自治の眞義推進する觀點」から舊來の統一國家警察制度の根本的改革を斷行したものであつた。ところが、その警察法の制定に當つても、わが國の市町村の現實的地盤を看過することをえず、警察の能率的運營の必要を無視することをえなかつたため、自治體警察の外に國家地方警察を承認すること餘儀なくされるのである。併し「地方自治の

眞義を推進する觀點からいえば、この制度の建て方は、一種の妥協の產物に外ならなかつたのであつて、ここに、行政事務の再配分問題と結びつけて考ふるに當つては、警察制度についても、この一般的方向に即して、自治體警察確立に向つての一步前進を考えなくてはならぬ。この見地から、後に述べるように、國家警察を廢止し、都道府縣自治體警察と都市警察との二本建をとることが最も妥當な案であると考ええる。

(2) 第二に、警察制度も行政制度の一環として、その能率的、合理的な運營が圖られなくてはならぬ。地方自治の尊重に重點をおき、そのためにその能率的、合理的運營が不可能となり警察本來の使命を果しえないような結果になることは極力これを避けなくてはならぬ。警察法が國家地方警察制度を認めたものを主としてこの見地に基く。また、自治體警察返上論が唱えられているのも、自治體が行政的、財政的に警察運營の責を果しえないという事實に基いてゐる、であるから警察制度の改革を考えるに當つては、地方自治の尊重確保という理念的要求と並んで行政の能率的、合理的運營という實際的要求を看過することはできない、この見地からは、どういふ警察制度の建て方が、地方自治の尊重確保の要求を充しつ警察行政の能率的、合理的運營の要求を果すゆえんであるかを検討しなくてはならぬ。かような立場に立つて從來の自治體警察のうち、警察行政の單位として弱

少にすぎるのは、これを整備し、適當な規模の都市警察に限ることとし、その他の區域については、都道府縣自治體警察を設け、その所管に屬せしめるのが最も妥當な案であると考えうる。警察制度の改革に關する具體的な意見並びにその理由を述べる前に、現行警察制度の實際について一べつしなければならぬ。

三

現行の警察制度は果して右の二つの要求に應えてゐるであらうか。

(1) 自治體警察は市及び人口五千以上の市街の町村におかれる警察であるが、これについてみると、警察吏員の總數は九萬五千で、この總數を各市町村の人口等を基準として現在一五五五の市町村に配分してゐる。

市町村の警察職員の設定に關する基準は警察法施行令別表第二に定める通りである。この基準に従ひ、現在、人口五千乃至一萬の町村では六名乃至一五名、人口二、三萬の町村で約二〇名乃至四〇名、人口五、六萬の市では約六〇名乃至八〇名、人口約一〇萬の市で一三〇名乃至一五〇名、人口一五萬の市で二五〇名乃至三〇〇名、人口約二〇萬の市で三五〇名乃至五〇〇名の定員を認められてゐる。

そこで、問題は一つは警察が警察本來の使命を遂行するために必要な能率の合理的で且つ機動的な運営を圖るに當つて、數名乃至數十名の

警察吏員を以て足るであらうかという點であり、他の一つは、この程度の自治體警察が市町村財政の見地からみて、どの程度の負擔になつてゐるか、財政に對する重壓になつてゐないであらうかという點である。

警察運営の實際の見地からいへば、警察の單位としては少くとも百名程度を必要とし、數名乃至數十名の警察吏員は平常時にあつては過剩である反面、緊急時にあつては、適切な措置を講ずる上からいつて殆ど役に立たぬと考えられる。このことは、弱少の警察力よりもちえのない自治體警察は、警察の使命を達成するという見地からいへばこれを根本的に再検討する必要があることを示すものである。

警察費の市町村財政における地位は、市町村によつて區々まちまちであるが、町村についていへば（昭和二三年七月乃至昭和二四年三月）町村豫算に對する警察費の割合が、三〇%以上を占めるものが七・六%二〇%乃至二九%を占めるものが一九・九%、一〇%乃至一九%を占めるものが四八・六%、一〇%未満のものが二三・九%となつてゐる。その總額は右の期間において、二億六千萬圓に及び、全町村豫算の一二%を占めてゐる。これによつてみても自治體警察が町村財政に相當大きな比重を占めてゐることがわかる。市警察の場合も大同小異である。而してこれを合理的に組織替することによつて、財政面においても無駄を省きこれを

合理化することができるのである。

(2) 國家地方警察は、自治體警察の置かれてゐる區域以外の區域を管轄する警察であるが、その警察官吏の總數は三萬人で、これを各都道府縣に配置してゐる。北海道と兵庫縣とがそれぞれ千二百名弱、鳥取縣、福井縣がそれぞれ三百數十名で、他の府縣はその中間に位する。その數は廣汎な區域を管轄する警察として必ずしも十分の數とは稱しえない。かように警察官吏の定員を制限したのは、國家警察が強力となることを抑制するためであらうが、そもそも、これを國家警察としておく必要があるかどうかが問題である。「地方自治の眞義を推進する觀點」からいへば、これを地方自治體警察に改組することが妥當である。殊に警察豫備隊の創設をみるに至つた今日それとの關係からいつても、從來の國家地方警察はこれをそのままにしておくことは妥當とはいえない。それでは、警察制度は全體として、どのように改組すべきか。

四

警察制度改革に關する基本方針としては、さきに述べたように、行政事務再配分の根本原則に則り、自治體警察を推進強化する方向をとること及び警察の能率的合理的運営を可能ならしめる方向をとることが必要である。

こういう見地から新しい警察制度は次のようにするのが妥當である。

◎新購入圖書紹介

圖書名

應用圖案文學集	辻 克己
應用略畫と圖案集	木原 芳樹
地方公務員法の解説	角田 禮次郎
民法總則、物權法	有泉 亨
借地借家法	廣瀬 武
家族法講話	川島 三郎
社會構成の原理	磯田 進
社會科學の諸系譜	弘文堂 編集部
社會科學の基礎理論	同右
人口問題	同右
工業政策論	美濃口 時次郎
經濟政策	山中 篤太郎
國際經濟論	赤松 要
西洋經濟史	小島 清
朝鮮新語	増田 四郎
スターリングランド(上)	鎌田 澤一郎
國語の將來	ブリーヴィエ
日本の軍隊	柳田 國男
警察豫備隊職員必携	飯塚 浩二
歐米の農業機械	法學書院編集部
岡田啓介回顧録	田村 豊
經濟記事の基礎知識	岡田 啓介
權利濫用の研究	動態經濟調査會
これからの犯罪捜査の理論と實際	末川 博
ミューズと土	櫻田 忠美
自然と農牧生活	ダニール
	東京社會科
	教育研究所

の能率的、合理的運用を期待することができ、都道府縣公安委員會がその運営管理および行政管理に當る。

第一に、現行の國家地方警察を廢し、自治體警察として、都道府縣警察と都市警察とを分つこと。後者は人口約一五萬以上の都市に置く警察であり、前者は都市警察の管轄區域以外の都道府縣の區域を管轄する警察である。

第二に、自治體警察は、都道府縣警察、都市警察のすべてが相互に緊密な連絡を保ち、相互間の協力體制を確保するようにすること。

第三に、別に國家警察を認め、自治體警察によつて治安を維持する上に支障のあるとき、自治體警察を補充し、治安維持の責に任せしめ、且つ又事務の性質上、自治體警察に屬せしめることの適當でない事務をこれに屬せしめること即ち左の通りとなる。

(1) 都市警察 人口一五萬以上の都市に限り自治警察としての都市警察を設ける。そこには約二五〇名乃至三〇〇名の警察吏員を置き、警察の能率的合理的運営を圖る。これらの都市においては、財政上その負擔に堪えないということはない。都市公安委員會がその運営管理および行政管理に當る。

(2) 都道府縣警察 都市警察のおかれる市以外の區域を管轄する都道府縣自治體警察である。從來の都道府縣の國家地方警察及び人口一五萬未満の市町村自治體警察を統合して都道府縣自治體警察とする。都道府縣警察吏員の數は現在の國家地方警察に自治體警察の一部を統合することによつて、相當に強化されるから、そ

(3) 國家警察 右の二つの自治體警察の外に、國家警察を置き、現行の警察豫備隊定員七萬五千百名を本隊とし、別に、通信、鑑識、統計等の事務部局及び教育、研究、調査等の機關をおく。國家警察は、自治體警察の援助及び特に全國的な治安維持のために必要な警察事務その他事務の性質上自治體警察に屬せしめる適當とし、國家公安委員會を掌る、國家警察の最高の機關として國家公安委員會をおく。

(4) 非常事態の措置 各自治體警察に相互援助義務を課するのみならず、自治體警察の援助請求により、國家警察は、これを援助すべき義務を負うものとする。これらの援助によつて治安維持を全うしえない非常事態に際しては國家公安委員會の勸告により、内閣總理大臣は、非常事態の宣告をなし、全國又は一地方の全警察を内閣總理大臣の管理の下におくことができるものとする。なお、自治體警察の公安委員會からも地方的非常事態宣告の請求をなしうるものとする。

現代の世界

開拓の現状と將來

社會發展略史

朝鮮問題と日本の將來

あたらしき神とあたらしき人

マルクス主義の運命

アメリカは日本をどう見る

スターリンは答える

農家簿記

古代の世界

札幌市地圖

昭和産業史

法律全書

日本史概説(上・下)

花水木

絶對主義論批判

事業者團體法

公職選舉法

金融年鑑

望みなきに非ず

親鸞

矢田俊廣

山崎甲一

小林信

横田喜三郎

林兼明

アレクセーフ

佐々木文平

H.G.ウェルズ

農家簿記普及會

木村正雄

谷和雄

東洋經濟新報社

家庭法律研究會

坂本太郎

中谷宇吉郎

白杉庄一郎

今村成和

三浦義男

金融通信社

石川達三

吉川英治

地方行政に關する質疑應答

○議會圖書室設置の疑義について

(昭二五、一二、一九 自行發第三四八號)
(廣島縣議會事務局長宛、行政課長回答)

問 議會に附置される圖書室については、その立法の趣旨が國會圖書館の例に倣われるものと解して、議

會事務局と圖書室との關係は、規定されている條文の關係からして、圖書室は事務局の内部機構でなく議長の事務統理下にある別個なものであると思料し、圖書室の職員は第百三十八條に規定される議会の庶務に従事する書記とは、自ら異なるもので、圖書室の職員については、地方公共團體の實狀による自主性に委ねられているものと解して、議會の書記とは別に例え主事等の名稱において別な職員を配置するため、圖書室條例をつくつて運営することは、別に差支えないと解する。

答 國會圖書館は、國會法第百三十條の規定に基き、國立國會圖書館法(昭和二十二年法律第五號)が別個に制定され、その法律に基いて館長その他の職員がその事務を行っているのであるが、地方公共團體の議會の圖書室は、右の國會圖書館設置とその趣旨は同じくするも職員等の設置まですべて同じく考えたものではなく、この場合は、地方公共團體の議會に附置し、議會の事務の一部として、事務局において管理することとしたものである。従つて事務局の職員以外に設けられた別個の圖書室の事務を行う職員を設けることはできないものと解する。

○定足数を欠いた議決について

(昭二五、一二、二七 自行發第三五七號)
(秋田縣議會事務局長宛行政課長回答)

問(一) 定足数を欠いた議決は當然無効ではあるが實際問題として定足数を欠いているかどうかについては議長が積極的に定足数を欠くことと宣告するか又は議員自體から定足数を欠くものとして發言しなければ定足数がなくとも、あるものとして議決せられ、議會が定足数があつたと認定している場合には他にこれ

を争う方法がないと思ひが如何。

(一) 議員が定足数を欠くとする發言は、その定足数を欠いている現在において、すべきであり、その會議終了後は、できないものと思ひが如何。

(二) 定足数を欠いた會議終了後の會議において、議員が定足数を欠いたとして前の會議の議決を無効とする決議案を發議し得るか。

(三) 右決議案が可決された場合、定足数を欠いたとするときの議決がその議決のあつたときに遡つて無効となるか。

答(一) 立法については可成り困難な問題があるが、法第百七十六條第四項の規定により、當該團體の長が理由を示して再議に付することはできる。

(二) 同會議の議決の執行又はこれに基く處分が行われない場合においては會期の如何を問はず又長の拒否の有無を問はず議會(議員の發議)において、その瑕疵(無効又は取消の原因を伴う)を矯正するため前の議決を取消し、改めて適法な議決をなすことはできるものと解するが、議會の議決の執行又はこれに基く處分が行われた後は、議員の發議により議會において議決の取消又は再議決はできないものと解される。

昭和二十六年二月二十日發行
北海道議會時報 第三卷 第二號

編集 北海道議會事務局調査課
發行 北海道議會事務局

電話②一、八二〇番